

キャリアアシスタント制度利用調整基準

項目	詳細	点数
未就学児 (未満児)	キャリアアシスタント制度利用開始予定日 時点で、小学校入学前の子ども	5点 (子ども1人あたり)
未就学児 (年少～年長児)		4点 (子ども1人あたり)
小学生 (1～3年生)	キャリアアシスタント制度利用開始予定日 時点で、小学校在学の子ども	3点 (子ども1人あたり)
小学生 (4～6年生)		2点 (子ども1人あたり)
中学生	キャリアアシスタント制度利用開始予定日 時点で、中学校在学の子ども	1点 (子ども1人あたり)
配偶者の就労	配偶者が月12日以上48時間以上の就労	5点
妊娠・出産	キャリアアシスタント制度利用開始予定日 時点で本人または配偶者の出産予定月から 前後2ヶ月	5点
介護・看護	2週間以上の期間にわたり日常生活を営む のに支障がある家族の生活支援や世話	5点 (被介護者・被看護者 1人あたり)
産休・育休明け	産休・育休明け復帰から1年以内 ※男性の場合、本人が通算2ヶ月以上取得し た場合のみ	10点 (女性、通算1年以上 取得した男性)
		5点 (通算6ヶ月以上取得 した男性)
		3点 (通算2ヶ月以上取得 した男性)
ひとり親 単身赴任	母子世帯または父子世帯 または子どもと同居かつ、配偶者が単身赴任 のため別居中	10点
不妊治療	不妊治療(不妊の原因等を調べるための検 査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミン グ法、人工授精、体外受精、顕微授精等をい う。)に係る通院等(医療機関への通院、医 療機関が実施する説明会への出席等をい う。)	5点 (体外受精、顕微授精 に係る通院等)
		3点 (その他の通院等)